

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会が開設するいちのみや指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、または、訪問介護養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名称 | いちのみや指定訪問介護事業所 |
| (2) 所在地 | 一宮市東五城字備前 12 番地 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護員等に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

サービス提供責任者、訪問介護員等からの相談に応じる。

(2) サービス提供責任者 10 名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用

者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- ・訪問介護員等からの相談に応じる。

- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法で 20 名以上
訪問介護員等は訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日（振替休日を含む）並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日までと 1 月 2 日、3 日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。但し、年末年始等、サービス提供日を調整する場合がある。
- (4) サービス提供時間帯 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。
- (5) 前四号の規定にかかわらず、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間を変更することができる。

(事業の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 利用者または代理人の請求に応じて、サービスの実施についての記録物を交付する場合は、コピー代として 1 枚当たり 10 円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第 7 条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市とする。

(苦情解決)

- 第9条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、一宮市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは一宮市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して一宮市が行う調査に協力するとともに、一宮市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査またはあっせんにかできる限り協力するものとする。
 - 4 事業所は、国民健康保険団体連合会の調査にかできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において訪問介護員等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必

要な研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、または、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一宮市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程(平成12年4月)は廃止する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。